

【別紙 2】

＜改正後全文＞

雇児発第 0225003 号

平成 17 年 2 月 25 日

(改 正 経 過)

雇児発 0331 第 43 号

平成 29 年 3 月 31 日

こ支虐第 316 号

令和 6 年 8 月 8 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について

児童福祉司の任用資格要件については、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 153 号）及び「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 22 号）により、平成 17 年 4 月 1 日から見直されることとされたところである。

具体的には、「大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科を修めて卒業した者」について、単に社会学等を修めただけでなく、一定の施設（以下「指定施設」という。）において一定期間以上、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した一定の経験（以下「実務経験」という。）を求めることとするとともに、指定施設における一定の実務経験や講習会の受講を前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとしたところである（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 3 号、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条及び児童福祉法施行規則第 6 条第 7 号のこども家庭庁長官が定める講習会（平成 17 年厚生労働省告示第 42 号）参照）。

この指定施設の範囲については、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」

により、児童福祉法施行規則第5条の3においてその範囲を定めたところであるが、同条第3号のこども家庭庁長官が認める施設の範囲及び各指定施設における福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務の範囲については、下記のとおりであるので、その内容をご了知の上、管内の市町村（特別区を含む。）並びに関係機関及び関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

記

1. 児童福祉法施行規則第5条の3第3号のこども家庭庁長官が認める施設の範囲

児童福祉法施行規則第5条の3第3号のこども家庭庁長官が認める施設は、児童福祉法に規定する保育所、放課後児童健全育成事業を行う事業所、一時預かり事業を行う事業所、小規模住居型児童養育事業を行う事業所、家庭的保育事業を行う事業所、小規模保育事業を行う事業所、居宅訪問型保育事業を行う事業所、事業所内保育事業を行う事業所、病児保育事業を行う事業所、親子関係形成支援事業を行う事業所及び一時保護施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）とする。

2. 福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務の範囲

指定施設において、児童福祉法第13条第3項第3号及び児童福祉法施行規則第6条に規定する「相談援助業務」に従事したと認められる者の範囲については、

- ① 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援基発0703第1号）
- ② 指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号）

によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 指定施設に配置された保育士であって、保護者に対する相談、助言若しくは

指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの

- (2) 都道府県又は市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）の職員であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの
- (3) 放課後児童健全育成事業を行う事業所に配置された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条3項に規定する放課後児童支援員
- (4) 一時預かり事業を行う事業所に配置された児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号ロに規定する保育士その他市町村長が行う研修を修了した者
- (5) 小規模住居型児童養育事業を行う事業所に配置された小規模住居型児童養育事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第39号）第7条に規定する養育者及び補助者並びに「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する個別対応職員
- (6) 家庭的保育事業を行う事業所に配置された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第23条第2項に規定する家庭的保育者
- (7) 小規模保育事業を行う事業所に配置された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第29条第1項に規定する保育士、第31条第1項に規定する保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者並びに第34条に規定する家庭的保育者
- (8) 居宅訪問型保育事業を行う事業所に配置された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第39条に規定する家庭的保育者
- (9) 事業所内保育事業を行う事業所に配置された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第44条に規定する保育士
- (10) 病児保育事業を行う事業所に配置された「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成保第180号）別紙（病児保育事業実施要綱）に基づく保育士
- (11) 親子関係形成支援事業を行う事業所に配置された親子関係形成支援事業実

施要綱（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成環第 106 号）に規定する実施者

- (12) 一時保護施設に配置された一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号）第 18 条に規定する個別対応職員、第 21 条に規定する児童指導員、第 22 条に規定する心理療法担当職員及び第 23 条に規定する学習指導員
- (13) 幼保連携型認定こども園に配置された幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）第 5 条 1 項に規定する主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭並びに同条第 2 項に規定する講師及び助保育教諭並びに同条第 5 項第 2 号に規定する主幹養護教諭、養護教諭及び養護助教諭
- (14) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に配置された保育士
- (15) その他の指定施設において児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務（児童の福祉に係る相談援助業務）を行っている職員